

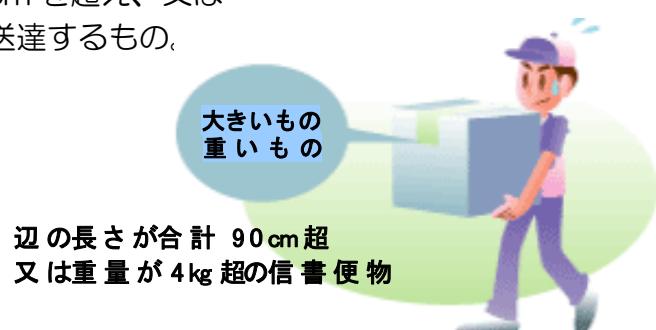
信書便事業の種類

信書便事業とは、信書（書状、請求書類等）を送達する事業のことです。

信書便事業の種類は、大きく分けて次の2種類です。

- 1 「一般信書便事業」：全国全面参入型（ユニバーサルサービスの提供）
- 2 「特定信書便事業」：3つの役務の選択肢がある特定サービス型
(3つの特定信書便役務)

- ① 長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超える、又は
重量が4kgを超える信書便物を送達するもの。



- ② 信書便物が差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するもの。



- ③ その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するもの。

